

国・県・市道道路標識老朽化等調査・台帳作成業務 仕様書

1 委託業務の名称

国・県・市道道路標識老朽化等調査・台帳作成業務

2 業務場所

国道 鹿児島市内一円 17基 板面数 20枚

県道 鹿児島市内一円 13基 板面数 16枚

市道 鹿児島市内一円 15基 板面数 22枚

(別紙対象一覧参照)

3 業務委託の目的

既存の台帳を基に国・県・市道に設置している道路標識の老朽化等調査を行い、台帳の更新を図るもの。

4 業務概要

国・県・市道に設置している道路標識の現況、老朽化等の調査を行い、現況報告及び台帳作成をするもの。

5 業務内容

(1) 標識柱の点検

- ①標識柱基礎部分の点検（支柱根本）。路面境界部の腐食、発錆がないかの確認を行う。
- ②支柱全体の発錆腐食、打音状況の点検。塗膜割れ、メッキ割れ、さび汁の発生などがある場合は亀裂の有無の確認を目視で行う。
- ③アームの取り付け部位の点検及び方向の点検を行い、必要に応じて方向の修正を行う。

(2) 標識板の点検、清掃

- ①取付金具、共架金具の取付部位また、フランジ等の点検を行う。ボルトの緩みなどがある場合は必要に応じて締付を行い、腐食、錆等の異常がみられる場合には、報告書にて報告を行う
- ②標識板の向きを確認し、必要に応じて、標識板の方向を修正する。
- ③腐食、退職及び以上の有無の点検を行う。標識板の文字の劣化や腐食の状態を確認する。
- ④標識板の清掃を行う。

(3) 点検報告書の作成

(1)、(2) で点検を行った事項を基に標識ごとに報告書を作成する。標識全体の写真とともに、異常のある箇所についても写真をとり、報告書へ添付する。また異常箇所については、報告書の特記事項へ記載を行う。

(4) 道路標識台帳の更新

現在の道路標識の全景写真と板面写真を撮影し、既存の道路標識台帳を更新する。

6 貸与資料

本業務の遂行にあたり、発注者が保持する道路標識台帳を貸与する。受注者は、貸与品について責任を持って保管し、業務終了後は速やかに返還すること。

7 成果品

本業務の成果品として、調査結果を踏まえた台帳を作成し、提出すること。なお、台帳の様式は「6 貸与資料」と同様とする。

令和元年度の成果品について、本業務の成果品を作成するにあたり、必要な場合において発注者と協議のうえ、閲覧することができることとする。

8 業務にあたっての注意事項

- (1) 作業は十分な知識と技術を有する者をもって行うこと。
- (2) 作業にあたって必要な諸手続きは受注者において行うこと。また、関係機関と十分協議し、安全管理に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、受注者の責任により対処すること。
- (3) 緊急な補修や板面の取り替えが必要と判断される標識については、写真とともに速やかに発注者に報告すること。
- (4) 作成した台帳の内容に受注者の責めに帰すべき不備が発見され、発注者がこの訂正を要求した場合は、受注者自らの負担において速やかに対処すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、双方で協議するものとする。
- (6) 本業務委託における成果品の内容等は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (7) 作業方法等については道路管理者の指示に従うこと。(夜間作業等)
- (8) その他不明な点については、発注者と協議すること。

9 業務報告

全ての業務終了後、10日以内（土、日、祝日等を除く）に作業状況写真を添付した完了報告書を提出すること。なお、報告書の様式は問わない。

10 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。